

参考（施行日の色分け）

黒 .. 令和六年四月一日施行【原則施行日】

赤 .. 令和七年一月一日

深緑 .. 令和七年四月一日

水色 .. 令和八年四月一日

瑠璃 .. 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第

号）の施行の日

総務省令第 号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

・  
・  
・

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 航空機燃料譲与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数の按分の方法)」に改め、同条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号イ」に、「した額」を「した重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。)に係る延べ重量」に、「着陸料の収入額」を「延べ重量」に、「の額」を「の重量」に改め、同条第二項中「した額」を「した重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機に係る延べ重量」に、「の額」を「の重量」に、「前項」を「同項」に、「当該収入額」を「当該延べ重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「について前項」を「について同項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按分した数(次項において「按分

旅客数」という。)は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数(第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。)の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。

4 空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

第二条第一項中「航空機」の下に「各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き、」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三条の見出しを「(空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間

に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重量については、総務大臣が定める重量とする。

第三条第二項中「以前六月以内」を「前六月以内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

第四条の見出しを「(空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2 延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するものとする。

重 量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

第四条第七項中「によつて」を「により」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第五項から本項まで」を「第六項からこの項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項

とし、同条第四項中「によつて補正された着陸料の収入額」を「により補正された延べ重量及び旅客数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定によつて補正された着陸料の収入額」を「第二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万人を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万人を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万人を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万人を超える人数	〇・二五

第四条の二の見出し中「着陸料の収入額」を「延べ重量及び旅客数」に改め、同条中「第二条第一項第一号の着陸料の収入額」を「第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数」に改める。

第五条中「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改める。

第六条第一項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{4}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{4}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{1}{2}A \times \frac{G}{F+G}$$

第六条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

- A 錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額
- B 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量
- C 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量ー当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量



D 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数

E 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた旅客数

F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数

G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数

第六条第二項中「によつて」を「により」に、「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改め、同条第三項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に改め、「必出港」とあるのは「各空港関係都道府県」とを削る。

附則第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第三項本文」に、「第四条第五項及び第六項」を「第四条第六項及び第七項」に、「によつて」を「により」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 ・ ・ ・ 令和七年一月一日

二 ・ ・ ・ 令和七年四月一日

三 ・ ・ ・ 令和八年四月一日

四 ・ ・ ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施

行の日

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 令和六年度における第二条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法施行規則（以下この条において「新航空機燃料譲与税法施行規則」という。）第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条見出し	及び旅客数	、旅客数及び着陸料の収入額
--------	-------	---------------

第三条第三項

3 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号の空港でないこととなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。

3 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号。第四条の二において「地方税法等改正法」という。）附則第三十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第二条第三項本文に規定する着陸料の収入額は、令和五年三月から同年八月までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額（空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定める着陸料その他これに類する着陸料の収入額（国

---

内航空に従事する航空機に係るものに限るものとし、特別の事情がある場合には、総務大臣が定める額とする。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る着陸料の収入額については、総務大臣が定める額とする。

4 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民

---

	<p>第四条見出し及び 第一項</p>	<p>第四条第四項</p>
	<p>及び旅客数</p>	<p>及び前項 旅客数</p>
<p>基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号の空港でないこととなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。</p>	<p>、 旅客数及び着陸料の収入額</p>	<p>、前項 旅客数及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第 号）第 二条の規定による改正前の第四条第二項</p>

	<p>第四条第五項</p>		<p>第五条</p>
	<p>及び旅客数</p>	<p>及び同号口の旅客数</p>	<p>(譲与額の算定に用いる資料の提出)            第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣</p>
<p>の規定の例により補正された着陸料の収入額</p>	<p>、旅客数及び着陸料の収入額</p>	<p>、同号口の旅客数及び地方税法等改正法附則第三十三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた法第二条第一項第一号ハの着陸料の収入額</p>	<p>(譲与額の算定に用いる資料の提出)            第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣</p>

---

の定めるところにより提出しなければならない。

の定めるところにより提出しなければならない。

2 令和五年三月二日から令和六年三月一日までの間に供用開始された空港に係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日から令和六年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

3 令和六年三月二日から令和七年三月一日までの間に供用開始された空港に

		<p>係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日から令和七年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p>
附則第二項	第三条第三項本文	第三条第四項本文

2

前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度における新航空機燃料譲与税法施行規則第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度にあつては同項の表中「十八月」とあるのは「三十月」と、「二十四月」とあるのは「三十六月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和七年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日ま



で」とあるのは「令和七年三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、「令和八年度にあつては同表中「十八月」とあるのは「四十二月」と、「二十四月」とあるのは「四十八月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和七年三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和九年三月二日から令和十年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和九年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和十年二月末日」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和十年二月末日」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 令和六年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつた場合における新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則の規定中

同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式とする。

第一項	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額
<p>F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数</p>	$\frac{1}{4}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{4}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{1}{2}A \times \frac{G}{F+G}$	<p>F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る着陸料の収入額の合計額</p> $\frac{1}{20}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{20}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{2}{5}A \times \frac{G}{F+G} + \frac{1}{2}A \times \frac{I}{H+I}$
<p>G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数</p>		<p>G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した着陸料の収入額—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた着陸料の収入額</p>
		<p>H 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数</p> <p>I 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正し</p>

		た世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数
第二項	及び旅客数	、旅客数及び着陸料の収入額
第三項	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額

4 前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつた場合における新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同項の表中「 $\frac{1}{20}Ax\frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}Ax\frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}Ax\frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}Ax\frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{10}Ax\frac{G}{F+G}$ 」と、令和八年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同表中「 $\frac{1}{20}Ax\frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{20}Ax\frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}Ax\frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{20}Ax\frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」と、令和九年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同表中「 $\frac{1}{20}Ax\frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}Ax\frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}Ax\frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}Ax\frac{G}{F+G}$ 」とあるのは

「 $\frac{1}{10}A \times \frac{G}{F+G}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。